

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を踏まえた取組方針を定め、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着に取り組んでまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

お客様から借入申込を受けた場合には、以下の要件の充足や経営状況等を総合的に捉え、経営者保証を求めない可能性等について、お客様の意向も踏まえたうえで検討致します。

- ・ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離
- ・ 財務基盤の強化
- ・ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保

2. 経営者保証契約時の対応

経営者と保証契約を締結する場合には、主たる債務者および保証人に対して、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を致します。

また、保証人の資産および収入状況、借入額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額を設定致します。

3. 既存の保証契約の適切な見直し

保証契約の変更・解除の申入れを受けた場合には、改めて保証契約の必要性や適切な保証金額について、真摯かつ柔軟に対応致します。

事業承継時には、原則として前経営者、後継者から二重に保証を求めないこととし、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について丁寧かつ具体的な説明を致します。

4. 保証債務の履行

保証債務を履行する場合は、保証人の残存資産の範囲について、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定致します。